

内は、個人情報、企業機密、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

H-21030-2  
令和3年10月28日  
原子燃料工業株式会社  
熊取事業所

## 先行設工認申請書における記載の確認結果と対応について

### 1. はじめに

加工事業変更許可申請書に基づく設工認申請では、新規制基準対応工事を段階的に行い基準適合を早めるため、建物・構築物及び設備・機器に対して前半申請の設工認申請を5分割で行うこととしている。先行申請については認可後工事に着工しており、工事が完了したものについては使用前事業者検査を実施しているが、その準備作業である検査要領書の作成過程において、設工認申請書の記載内容に誤記が認められた。このため、検査に必要な情報が適切に記載されているかの観点で、設工認申請書の記載について総点検を実施した。

その結果、第3次申請及び第4次申請において、8件の不備を確認し、9月13日に報告を行った。その後、継続して確認した結果、第4次申請において、さらに1件の不備を確認したため追加報告を行う。

### 2. 確認体制、確認方法

#### (1) 確認体制

使用前事業者検査に必要な情報が適切に記載されているかの観点で、設工認申請体制と同様の体制の下、総点検を実施した。

#### (2) 確認対象・確認方法

##### ・確認対象

第1次申請（原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可、熊原第20-003号（令和2年4月6日付け）をもって軽微な変更の届出）

第2次申請（原規規発第1912022号（令和元年12月2日付け）にて認可）

第3次申請（原規規発第2010025号（令和2年10月2日付け）にて認可）

第4次申請（原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可）

##### ・確認方法

検査に必要な情報が適切にされているかの観点で、仕様表、材料一覧、検査項目に係る記載内容の整合性を相互に確認した。

### 3. 確認結果

総点検の結果、第1次申請、第2次申請については申請内容に対して変更が必要な個所は確認されなかった。

第3次申請、第4次申請については、次の点について記載の不備が確認された。

- ①判定基準の適正化
- ②検査の方法の誤記
- ③材料表の誤記
- ④仕様の誤記

上記結果の該当箇所、変更内容、適合性評価への影響を表1に示す。

この結果を踏まえ、申請書における具体的な変更内容を添付資料-1に示す。(既申請内容に対する変更点を下線で示す。)

### 4. 今後の対応


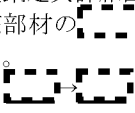
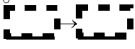
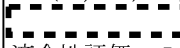
総点検の結果、確認された記載内容の誤記等については是正する変更を行うこととし、第3次申請に対しては軽微な変更の届出(令和3年9月16日付け熊原第21-041号)を実施済みであり、第4次申請に対しても軽微な変更の届出を行う。

本変更は、加工施設の保全上支障のない変更であり、核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の2第2項に規定する軽微な変更に該当するため、法第16条の2第5項の規定に基づき届け出る。

以上

表1 申請書の記載内容に対して変更を行う箇所一覧

No.	申請次数	頁番号	変更箇所	変更の種別	変更内容	適合性評価への影響
1	第3次	140	第へー2表 建物・構築物に係る 検査の方法 (1/8) 検査3-1 員数	①	判定基準を以下のとおりに変更する。 各補強タイプの鉄骨、アンカーボルト (補強タイプ 2B の 13 通り) 及び接着系アンカーボルト (補強タイプ 12) の 員数が別表へー2-1-2で示す数量以上であること。 ↓ 各補強タイプの鉄骨、アンカーボルト (補強タイプ 2B の 13 通り) 及び接着系アンカーボルト (補強タイプ 12) の 員数が、別表へー2-1-2及び別表へー2-1-3で示 す数量以上であること。	当該表中の判定基準で用いる表番号記載の適 正化であり、適合性評価への影響はない。
2	第3次	145	第へー2表 建物・構築物に係る 検査の方法 (6/8) 検査8-6 材料	②	判定基準を以下のとおりに変更する。 鉄筋の材質、呼び径が別表へー2-1-5のとおりである こと。 ↓ 鉄筋の材質、呼び径が別表へー2-1-6のとおりである こと。	当該表中の判定基準で用いる表番号の修正で あり、適合性評価への影響はない。
3	第3次	146	第へー2表 建物・構築物に係る 検査の方法 (7/8) 検査8-14 材料	②	検査の方法を以下のとおりに変更する。 新設する防火区画  の壁を構成す る被覆材、下地材及びボード材の規格を関係書類等により 確認する。(改造) ↓ 新設する防火区画  の壁を構成す る被覆材、下地材及びボード材の規格を関係書類等により 確認する。(改造)	当該表中に記載している室名の修正であり、適 合性評価への影響はない。
4	第3次	218	別表リ-3-1-1 防護壁 防 護 No.1 の構造 コンクリート充填扉	③	図リ-a-3-3 個別工事フローの検査3-1材料の検査 のため、別表リ-3-1-1 防護壁 防護 No.1 の構造の コンクリート充填扉の主フレームの仕様を以下のとおりに 変更する。  主フレーム :  ↓ 主フレーム : 	当該箇所の設計においては、  で評価を実施しているため、適合性評価へ の影響はない。各適合性要求事項への影響確認 結果も含め、詳細を表2-1に示す。 (本文添付図及び基本方針書は、  としている。)

No.	申請回数	頁番号	変更箇所	変更の種別	変更内容	適合性評価への影響
5	第3次	264	第1-2表 建物・構築物に係る検査の方法(4/4) 検査4 配置	②	検査の方法を以下のとおりに変更する。 <u>遮蔽壁 No.1</u> と火災源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。 ↓ <u>防護壁 No.1</u> と火災源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。  <u>遮蔽壁 No.1</u> と爆発源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。 ↓ <u>防護壁 No.1</u> と爆発源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。	当該表中に記載している対象施設名称の修正であり、適合性評価への影響はない。
6	第4次	40 221	別表ハ-2-1-1(1/2) 第2加工棟の改造の仕様(外壁の改造)及び 図ハ-2-1-3-1 第2加工棟 1通り耐震壁配筋図1	③	図ハ-a-1-1 個別工事フローの検査1-1材料及び検査1-2寸法の検査のため、以下のとおりに変更する。 <u>2階及び3階はり型部</u> ↓ <u>2階、3階及び4階はり型部</u>	当該箇所の設計においては、4階はり型部も含めて評価を実施しており、図面上も4階はり型部に配筋等を図示しているため、適合性評価への影響はない。各適合性要求事項への影響確認結果も含め、詳細を表2-2に示す。
7	第4次	287	図ハ-2-1-4-6(2) 第2加工棟 安全機能を有する建具(1階)2	④	第ハ-3表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法(3/4)(a. 第2加工棟:検査(既設部分))の防火戸の作動検査のため、図ハ-2-1-4-6(2) 第2加工棟 安全機能を有する建具(1階)2の既設扉1-ソについて、備考を以下のとおりに変更する。 	火災評価に該当する項目であるが、特定防火設備の作動方式のみの修正であり、適合性評価への影響はない。
8	第4次	305	図ハ-2-1-4-22 第2加工棟 4-1 改造鋼建具詳細図 部材表	③	図ハ-a-1-2 個別工事フローの検査2-1 材料の検査のため、図ハ-2-1-4-22 第2加工棟 4-1 改造鋼建具詳細図 部材表の使用材料の断面図の寸法値を、当該部材の  に合わせて以下の数値に変更する。 	当該箇所の設計においては、別表ハ-2-1-2(2/2)の扉番号4-1にも記載のとおり、  で評価を実施しているため、適合性評価への影響はない。各適合性要求事項への影響確認結果も含め、詳細を表2-3に示す。

No.	申請回数	頁番号	変更箇所	変更の種別	変更内容	適合性評価への影響
9	第4次	359	第ハ-2表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法(7/12) 検査7-4 配置	②	判定基準を以下のとおりに変更する。  <u>火災区域及び火災区画の設定が図ハ-2-1-4-2及び図ハ-2-1-4-3のとおりであること。</u> ↓ <u>火災区域及び火災区画の設定が図ハ-2-1-1-38及び図ハ-2-1-1-39のとおりであること。</u>	当該表中の判定基準で用いる表番号の修正であり、適合性評価への影響はない。

表 2-1 防護壁 防護壁 No.1 の適合性評価 (設計番号) に対する影響評価

技術基準	設計番号 (防護壁 防護壁 No.1 仕様表 (表リ-3-1) より抜粋)	評価
安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-B1]</p> <p>防護壁 防護壁 No.1 (コンクリート充填扉を含む) は杭基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、防護壁 防護壁 No.1 を十分に支持することができる地盤に設ける設計。</p> <p>支持層は、加工事業変更許可申請書のとおり、N 値 30 以上の洪積層である大阪層群 (泉南累層) とする設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支持方法 N 値 30 以上の洪積層 (粘土層及び砂層) に杭基礎で支持させる</li> <li>・杭材料 </li> <li>・杭先端深さ (12)</li> <li>・杭配置 図リ-3-1-3</li> </ul> <p>防護壁 防護壁 No.1 は、加工事業変更許可申請書 (平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号) に示すように、液状化のおそれがなく、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、防護壁 防護壁 No.1 を十分に支持することができる地盤に設ける設計。</p>	当該部の部材寸法は左記安全機能と関連なく影響はない。
地震による損傷の防止	<p>[6.1-B1]</p> <p>防護壁 防護壁 No.1 (コンクリート充填扉を含む) の耐震重要度分類を第 1 類 (割増係数 1.5) とし、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合に生じる応力度が、短期許容応力度を超えない設計。</p> <p>○構造・寸法を図リ-3-1-2 から図リ-3-1-8 に示す。</p>	当該部の設計は、当初より  で評価を実施しているため影響はない。
外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-B2]</p> <p>(竜巻)</p> <p>防護壁 防護壁 No.1 (コンクリート充填扉を含む) は加工事業変更許可申請書 (平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号) に示すように設計竜巻 (F1、最大風速 49 m/s) による竜巻荷重を上回る強度を有し、設計竜巻に伴う飛来物 (プレハブ) による損傷が生じない設計。</p> <p>○防護壁 防護壁 No.1 (コンクリート充填扉を含む) を新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置 配置を図リ-3-1-1 に示す。</li> <li>・構造・寸法 構造・寸法を図リ-3-1-2 から図リ-3-1-8 に示す。</li> <li>・材料 主な材料を別表リ-3-1-1 に示す。</li> </ul> <p>(森林火災、外部火災)</p> <p>[8.1-B5] [8.2-B2]</p> <p>想定する火災源に対し、その影響を受けないための離隔距離が、危険距離以上とする設計。また、想定する爆発源に対して、その影響を受けないための離隔距離が、危険限界距離以上となること又は一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の 2 倍以上の離隔距離を確保する設計。</p> <p>防護対象施設と敷地内の竹林及び危険物施設の位置関係を図へ-2-1-56 に、防護対象施設と敷地内の高圧ガス貯蔵施設の位置関係を図へ-2-1-57 に、敷地内の燃料輸送車両の走行経路と火災発生位置を図へ-2-1-58 に、敷地内の高圧ガス輸送車両の走行経路と爆発位置を図へ-2-1-59 に示す。また、想定する火災源、爆発源からの離隔距離を別表リ-3-1-3 に示す。<sup>(9)</sup></p>	同上
火災等による損傷の防止	<p>[11.3-B1]</p> <p>防護壁 防護壁 No.1 の主要な構造部には建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料 (鉄筋、コンクリート) を使用する設計。</p> <p>使用する材料を別表リ-3-1-2 に示す。</p>	当該部の部材寸法の適正化であり、不燃性材料を使用することに変更はないため影響はない。
安全機能を有する施設	<p>[14.1-B1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。</p> <p>[14.2-B1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。</p>	当該部の部材寸法は左記安全機能と関連なく影響はない。

表 2-1 防護壁 防護壁 No. 1 の適合性評価 (設計番号) に対する影響評価



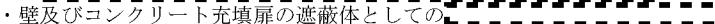

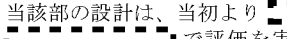
<p>遮蔽</p>	<p>[22.1-B1]  加工事業変更許可申請書 (平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号) のとおり、貯蔵施設には最大貯蔵能力の濃縮ウラン、再生濃縮ウラン等が、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、敷地境界における線量が年間 1 mSv より十分に低減できるような建物の壁及び屋根の厚さとする設計。(図へー 2-1-53)</p> <p>○防護壁 防護壁 No. 1 の遮蔽機能としての仕様 (設計確認値)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・壁厚さ : </li> <li>・壁長さ </li> <li>・壁及びコンクリート充填扉の遮蔽体としての  床面からの高さ)</li> <li>・壁コンクリート及びコンクリート充填扉に充填するコンクリートの気乾単位容積質量 : </li> </ul>	<p>当該部の部材寸法は左記安全機能と関連なく影響はない。</p>
	<p>[22.2-B1]  壁及びコンクリート充填扉により外部放射線を低減する設計。</p>	<p>同上</p>
<p>その他許可で求める仕様</p>	<p>[99-B4]  防護壁 防護壁 No. 1 は F3 風荷重で損傷することなく、トラックウィング車の衝突で倒壊せず、第 1 加工棟をトラックウィング車から防護する設計。</p>	<p>当該部の設計は、当初より  で評価を実施しているため影響はない。</p>

表 2-2 第 2 加工棟の適合性評価（設計番号）に対する影響評価

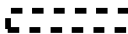
技術基準	設計番号（第 2 加工棟仕様表（表ハ-2-1）より抜粋）	評価
核燃料物質の 臨界防止	<p>[4.2-B1]</p> <p>第 2 加工棟内を臨界安全管理上の領域に区分する。第 2 加工棟建物の臨界隔離壁で、臨界安全管理上の領域を核的に隔離し、各領域間に中性子相互作用がないようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○臨界隔離壁の仕様           <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋コンクリート造の既設臨界隔離壁（床を含む） 厚さ 30.5 cm 以上</li> </ul> </li> </ul> <p>臨界安全管理上の領域図、臨界隔離壁（床を含む）の配置を図ハ-2-1-1-1 に示す。</p>	<p>当該部は臨界隔離壁に該当せず、左記安全機能に影響はない。</p>
安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-B1]</p> <p>第 2 加工棟（本体）の基礎構造は直接基礎（べた基礎）とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、第 2 加工棟を十分に支持することができる地盤に設ける。</p> <p>また、直接基礎の支持層は、一部地盤改良を行い、N 値 10 以上の洪積層である大阪層群とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○支持地盤           <ul style="list-style-type: none"> <li>・支持方法 N 値 10 以上の洪積層（粘土層及び砂層）に、一部地盤改良を行い、直接基礎（べた基礎）で支持させる。</li> <li>・支持層深さ 約 GL-3 m ～ GL-6 m（地盤改良部下端）</li> <li>・基礎伏図 図ハ-2-1-2-1</li> <li>・地盤改良 ぐり石コンクリート置換 </li> </ul> </li> </ul> <p>地盤改良の範囲及び土質柱状図を図ハ-2-1-1-2 に示す。</p> <p>{8048} 緊急設備 防護壁及び防護柵、{8049} 緊急設備 防護壁、{8050} 緊急設備 コンクリート閉止部、{8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟に設ける。</p>	<p>当該部は、4 階はり型部も含めて評価を実施しているため影響はない。</p>
地震による損傷の防止	<p>[6.1-B1]</p> <p>第 2 加工棟建物の耐震重要度分類は第 1 類とする。</p> <p>第 2 加工棟は、以下に示す耐震補強の改造を行い、一次設計、二次設計により、地震による損傷を防止する。</p> <p>位置、構造、寸法、材料を別表ハ-2-1-1、別表ハ-2-1-9、図ハ-2-1-1-1-3～図ハ-2-1-1-1-10、図ハ-2-1-2-1～図ハ-2-1-2-2-9、図ハ-2-1-3-1 及び図ハ-2-1-3-2 に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一次設計           <p>常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする<sup>(1)</sup>。</p> </li> <li>○二次設計           <p>建築基準法施行令第八十二条の三に規定する保有水平耐力の確認を行い、第 2 加工棟の保有水平耐力が、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を考慮した必要保有水平耐力を上回る<sup>(2)</sup>。</p> </li> </ul> <p>{8048} 緊急設備 防護壁及び防護柵、{8049} 緊急設備 防護壁、{8050} 緊急設備 コンクリート閉止部、{8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉は、耐震重要度分類第 1 類とし、第 2 加工棟に固定することにより地震による損傷を防止する。</p>	<p>同上</p>
外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(竜巻)</p> <p>[8.1-B2]</p> <p>第 2 加工棟は、F1 竜巻荷重を上回る保有水平耐力を確保する。</p> <p>また局部評価として、第 2 加工棟の F1 竜巻に対する安全機能を有する部位（以下「F1 竜巻防護境界」という。）の外壁、屋根は、F1 竜巻荷重を上回る短期許容荷重を確保し、F1 飛来物が到達する可能性のある部分については、F1 飛来物の貫通限界厚さ以上の厚さを確保する。</p> <p>F1 竜巻防護境界の扉は F1 竜巻対策扉<sup>(3)</sup>とするとともに、F1 飛来物が到達する可能性のある F1 竜巻対策扉の前には{8048} 緊急設備 防護壁及び防護柵を設け、F1 飛来物の衝撃荷重から F1 竜巻対策扉を防護する。</p> <p>1 階 11 通り C-D 間の外部扉及び南面 2 階 A 通り 8-9 間の給気ガラリを撤去し、鉄筋コンクリートで閉止することにより、F1 竜巻防護境界には、不要な扉、給気ガラリなどの開口部を設けない。</p> <p>更なる安全対策として、第 2 加工棟の 3 階第 2 開発室及び第 2 分析室の試料保管棚の周囲には試料保管棚を防護するための{8049} 緊急設備 防護壁を設置する。</p> <p>第 2 加工棟建物本体における位置、構造、寸法、材料を別表ハ-2-1-1、別表ハ-2-1-2、別表ハ-2-1-9、図ハ-2-1-1-1-11～図ハ-2-1-1-1-17、図ハ-2-1-3-17、図ハ-2-1-4-6～図ハ-2-1-4-23 に示す。</p>	<p>同上</p>



表 2-2 第 2 加工棟の適合性評価（設計番号）に対する影響評価

外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(落雷) [8.1-B6] 建築基準法第三十三条、建築基準法施行令第二百二十九条の十四に基づき、高さ 20 m を超える第 2 加工棟に避雷設備である避雷針（むね上げ導体を含む）を設置するため、落雷の発生は安全機能に影響を及ぼさない<sup>(4)</sup>。 避雷針の構造は JIS A4201-1992 に基づくものとする。 避雷針の配置を図ハ-2-1-1-1-15～図ハ-2-1-1-17 に示す。</p> <p>○設備の員数 ・避雷針（むね上げ導体を含む）：1 式</p>	当該部の 4 階はり型部の追記は、左記安全機能に関連なく影響はない。
	<p>(火山活動（降下火砕物）) [8.1-B3] 屋根は、湿潤密度 1.5 g/cm<sup>3</sup> とした降下火砕物の厚さ 12 cm 分の重量に耐える。</p>	同上
	<p>(積雪) [8.1-B4] 屋根は、大阪府建築基準法施行細則に定められる 29 cm の積雪に耐える。</p>	同上
	<p>(外部火災（森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災）) [8.1-B5] [8.2-B2] 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、想定する森林火災、近隣工場等の火災の火災源に対する離隔距離が危険距離以上とする。想定する近隣工場等の爆発の爆発源に対する離隔距離が危険限界距離以上又は想定する爆発源からの爆風圧が施設に影響を及ぼさないよう第 2 加工棟南面（A 通り）外壁の 1 階から 3 階の一部を 10 cm 以上増し打ち、南面（A 通り）1 階 3-4 通り間の大型搬入口扉を爆風圧から防護するために、10 cm 以上の防護増し打ち壁を設ける。また、南面 1 階 A 通り 6-7 間に設ける（8048）緊急設備 防護壁及び防護柵の南側防護壁は爆風圧から 1 階 A 通り 6-7 間の扉を防護する機能を有する。 想定する航空機落下火災が発生した場合に、外壁温度は 200℃を超えない。 位置、構造、寸法、材料を別表ハ-2-1-1、別表ハ-2-1-9、図ハ-2-1-1-1-18～図ハ-2-1-1-23、図ハ-2-1-3-18～図ハ-2-1-3-20 に示す。</p> <p>防護対象施設と想定する火災源、爆発源の位置関係をハ-2-1-5-2～図ハ-2-1-5-5 に、想定する航空機落下位置を図ハ-2-1-5-9 に示す。</p>	同上
加工施設への人の不法な侵入等の防止	<p>[9.1-B1] 加工施設を設置する事業所には、周辺監視区域を設け、周辺監視区域境界にはフェンス等を設置し、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止するとともに、加工施設の建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有することにより人の不法な侵入を防止する。 管理区域を設定する加工施設の建物への ID カードによる出入管理を行うとともに、監視装置による集中監視を行うことにより人の不法な侵入を防止する。 手順に基づく承認を得てから核燃料物質等の移動を実施し、持出し点検及び監視を行うことにより核燃料物質等の不法な移動を防止する。 周辺監視区域への立入時には、点検を行うことにより加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件等が持ち込まれることを防止する。 第 2 加工棟は、別表ハ-2-1-9 に示す材料を用いて、図ハ-2-1-1-54～図ハ-2-1-1-61 に示すとおり鉄筋コンクリート造の外壁、鉄扉等の堅固な障壁を有する。 図ハ-2-1-5-7 に示す管理区域入口において、管理区域を設定する加工施設の建物への人の出入りを監視する。</p>	同上
	<p>[9.1-B2] 加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システム（施設運転制御系システム）は、電気通信回路を通じた外部からの不正アクセスによる妨害行為又は破壊行為から防護するために、社内コンピュータシステムと接続せず、外部と物理的に遮断する。</p>	同上
閉じ込めの機能	<p>[10.1-B1] 線量告示に基づき 1.3 mSv/3 月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（第 2 種管理区域）とそうでない区域（第 1 種管理区域）とに区分する。 第 2 加工棟の管理区域区分を図ハ-2-1-5-7 に示す。</p>	同上
	<p>[10.1-B2] 第 2 加工棟の第 1 種管理区域の床、及び壁（地下貯槽ピットの床、壁を含む。）であって人が触れるおそれのある部分（床面からの高さ 2 m まで）は、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料で仕上げる。  液体状の核燃料物質等を取り扱う設備・機器から施設外へ漏えいが拡大することを防止するため、第 1 種管理区域外へ通じる経路上の扉の付近等に堰（{8051} 堰、密閉構造扉）を設ける。 ○第 1 種管理区域外へ通じる経路上の扉の付近等に設ける堰（{8051} 堰、密閉構造扉）の高さ</p>	同上

表 2-2 第 2 加工棟の適合性評価（設計番号）に対する影響評価







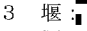
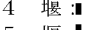
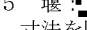
<p>閉じ込めの機能</p>	<p>(1 階)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 溢水対策 3 堰  mm</li> <li>・ 溢水対策 4 堰  mm</li> <li>・ 既設溢水対策 1 堰  mm</li> </ul> <p>(3 階)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 溢水対策 1 8 堰  mm</li> <li>・ 溢水対策 2 7 堰  mm</li> <li>・ 溢水対策 2 8 堰  mm</li> </ul> <p>また、第 2 加工棟には、液体状の核燃料物質等を取り扱う設備・機器を設置するための場所として、建物の壁及び堰（{8051} 堰、密閉構造扉）で囲まれた液溜を設け、液体状の核燃料物質等を周囲の床面より低い位置に設置するための地下貯槽ピットを設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 液溜を構成する堰（{8051} 堰、密閉構造扉）の高さ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既設溢水対策 1 3 堰  mm</li> <li>・ 既設溢水対策 1 4 堰  mm</li> <li>・ 既設溢水対策 1 5 堰  mm</li> </ul> </li> </ul> <p>液溜の位置、構造、寸法を図ハ-2-1-3-4 9 に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地下貯槽ピット <ul style="list-style-type: none"> <li>地下貯槽ピットの位置、構造、寸法を図ハ-2-1-3-4 9～図ハ-2-1-3-5 1 に示す。</li> </ul> </li> </ul> <p>なお、第 2 加工棟の第 1 種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</p>	<p>当該部の 4 階はり型部の追記は、左記安全機能に関連なく影響はない。</p>
	<p>[10.1-B3]</p> <p>第 2 加工棟は、耐腐食性を有する鉄骨鉄筋コンクリート造の建物とすることで漏えいの少ない構造とし、第 1 種管理区域の空気中のウランの建物からの漏えいを防止する。</p> <p>第 2 加工棟の第 1 種管理区域の室は、{6001}～{6008} 気体廃棄設備 No. 1 の排風機により室内の圧力を外気に対して 19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧に維持する。( {6001}～{6008} 気体廃棄設備 No. 1 の排風機は次回以降申請する。 )<sup>(13)</sup></p>	<p>同上</p>
	<p>[11.3-B1]</p> <p>第 2 加工棟は、建築基準法第二条第九号の二で定める耐火建築物（耐火構造）とし、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する。耐震補強等で追加する材料は鉄筋、コンクリート、鋼等の不燃性又は難燃性材料とする。</p> <p>第 2 加工棟に使用する材料を別表ハ-2-1-1～別表ハ-2-1-9 に示す。</p>	<p>同上</p>
<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.3-B2]</p> <p>第 2 加工棟は建築基準法施行令百十二条に基づく防火区画<sup>(10)</sup>を火災区域として設定する。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する。ただし、火災区域内に第 1 種管理区域とそれ以外の区域を含む場合は、第 1 種管理区域の境界に耐火性を有する壁を設け、第 1 種管理区域とそれ以外の区域を別の火災区画に設定する。</p> <p>各火災区画の耐火時間は火災区画の等価時間以上とする。</p> <p>各火災区画の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火災区域 2 P-1 ・ 火災区画 2 P-1 の仕様 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象部材 <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁、防火区画壁、区画境界スラブ、防火区画床、特定防火設備（防火戸）及び防火板</li> <li>区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上：2 時間）</li> <li>防火区画壁（強化せっこうボード厚さ 12 mm 以上 2 枚貼り（壁両面）：1 時間）</li> <li>区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上：2 時間）</li> <li>防火区画床（ALC パネル厚さ 100 mm 以上：1 時間）</li> <li>特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上（扉両面）又は鉄板厚さ 1.5 mm 以上（扉片面）：1 時間）</li> <li>特定防火設備（小荷物専用昇降機昇降路扉）（表面鉄板厚さ 1.5 mm 以上：1 時間）</li> <li>防火板（鉄板厚さ 1.5 mm 以上：1 時間）</li> <li>防火ダンパー（板厚さ 1.5 mm 以上：1 時間）</li> <li>（{8045} 緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 火災区域 2 P-2 ・ 火災区画 2 P-2 の仕様 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象部材 <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁、区画境界スラブ、特定防火設備（防火戸）及び防火板</li> <li>区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上：2 時間）</li> <li>区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上：2 時間）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>同上</p>

表 2-2 第 2 加工棟の適合性評価（設計番号）に対する影響評価

<p>火災等による 損傷の防止</p>	<p>特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上（扉両面）：1 時間）（続き）          特定防火設備（小荷物専用昇降機昇降路扉）（表面鉄板厚さ 1.5 mm 以上：1 時間）          防火板（鉄板厚さ 1.5 mm 以上：1 時間）          防火ダンパー（板厚さ 1.5 mm 以上：1 時間）          （{8045}緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></p> <p>○火災区域 2 P-3・火災区画 2 P-3 の仕様</p> <p>・対象部材</p> <p>区画境界壁、防火区画壁、区画境界スラブ及び特定防火設備（防火戸）          区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上：2 時間）          防火区画壁（強化せっこうボード厚さ 12 mm 以上 2 枚貼り（壁両面）：1 時間）          区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上：2 時間）          特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上（扉両面）又は鉄板厚さ 1.5 mm 以上（扉片面）：1 時間）          特定防火設備（小荷物専用昇降機昇降路扉）（表面鉄板厚さ 1.5 mm 以上：1 時間）          防火ダンパー（板厚さ 1.5 mm 以上：1 時間）          （{8045}緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></p> <p>○火災区域 2 P-4・火災区画 2 P-4 の仕様</p> <p>・対象部材</p> <p>区画境界壁、区画境界スラブ、特定防火設備（防火戸、防火シャッター）及び防火板          区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上：2 時間）          区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上：2 時間）          特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上（扉両面）又は鉄板厚さ 1.5 mm 以上（扉片面）：1 時間）          特定防火設備（防火シャッター）（スラット板厚さ 1.5 mm 以上：1 時間）          特定防火設備（小荷物専用昇降機昇降路扉）（表面鉄板厚さ 1.5 mm 以上：1 時間）          防火板（鉄板厚さ 1.5 mm 以上：1 時間）</p> <p>○火災区域 2 P-5・火災区画 2 P-5（I）の仕様</p> <p>・対象部材</p> <p>区画境界壁、区画境界スラブ、特定防火設備（防火戸）及び防火板          区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上：2 時間）          （強化せっこうボード厚さ 21 mm × 2 枚貼り（壁片面）：1 時間）<sup>(17)</sup>          区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上：2 時間）          特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上（扉両面）又は鉄板厚さ 1.5 mm 以上（扉片面）：1 時間）          防火板（鉄板厚さ 1.5 mm 以上：1 時間）          防火ダンパー（板厚さ 1.5 mm 以上：1 時間）          （{8045}緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></p> <p>○火災区域 2 P-5・火災区画 2 P-5（II）の仕様</p> <p>・対象部材</p> <p>区画境界壁、区画境界スラブ、防火区画床、特定防火設備（防火戸）及び防火板          区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上：2 時間）          （強化せっこうボード厚さ 21 mm × 2 枚貼り（壁片面）：1 時間）<sup>(17)</sup>          区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上：2 時間）          防火区画床（ALC パネル厚さ 100 mm 以上：1 時間）          特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上（扉両面）又は鉄板厚さ 1.5 mm 以上（扉片面）：1 時間）          防火板（鉄板厚さ 1.5 mm 以上：1 時間）          防火ダンパー（板厚さ 1.5 mm 以上：1 時間）          （{8045}緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></p> <p>○火災区域 2 P-6・火災区画 2 P-6 の仕様</p> <p>・対象部材</p> <p>区画境界壁、区画境界スラブ、特定防火設備（防火戸、防火シャッター）及び水平シャッター          区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上：2 時間）          区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上：2 時間）</p>	
-------------------------	--	--

表 2-2 第 2 加工棟の適合性評価（設計番号）に対する影響評価

<p>火災等による 損傷の防止</p>	<p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上（扉両面）：1 時間）                  特定防火設備（防火シャッター）（スラット板厚さ 1.5 mm 以上：1 時間）                  水平シャッター（スラット板厚さ 1.5 mm 以上：1 時間）</p> <p>○火災区域 2 P-7・火災区画 2 P-7（I）の仕様                  ・対象部材                    区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備（防火戸）                    区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上：2 時間）                      （強化せっこうボード厚さ 21 mm× 2 枚貼り（壁片面）：1 時間）<sup>(17)</sup>                    区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上：2 時間）                    特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上（扉両面）又は鉄板厚さ 1.5 mm 以上（扉片面）：1 時間）                    防火ダンパー（板厚さ 1.5 mm 以上：1 時間）                      （{8045}緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></p> <p>○火災区域 2 P-7・火災区画 2 P-7（II）の仕様                  ・対象部材                    区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備（防火戸）                    区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上：2 時間）                      （強化せっこうボード厚さ 21 mm ×2 枚貼り（壁片面）：1 時間）<sup>(17)</sup>                    区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上：2 時間）                    特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上（扉両面）又は鉄板厚さ 1.5 mm 以上（扉片面）：1 時間）</p> <p>○火災区域 2 P-8・火災区画 2 P-8 の仕様                  ・対象部材                    区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備（防火戸）                    区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上：2 時間）                    区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上：2 時間）                    特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上（扉両面）又は鉄板厚さ 1.5 mm 以上（扉片面）：1 時間）                    防火ダンパー（板厚さ 1.5 mm 以上：1 時間）                      （{8045}緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></p> <p>○火災区域 2 P-9・火災区画 2 P-9 の仕様                  ・対象部材                    区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備（防火戸）                    区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上：2 時間）                    区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上：2 時間）                    特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上（扉両面）：1 時間）                    防火ダンパー（板厚さ 1.5 mm 以上：1 時間）                      （{8045}緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></p> <p>○堅穴区画内の第 1 種管理区域とその他の区域の境界（火災区画境界）の仕様                  ・対象部材                    区画境界壁及び区画境界スラブ（階段部含む。）                    区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上：2 時間）                    区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上：2 時間）</p> <p>第 2 加工棟の火災区画を図ハ-2-1-5-8 に示す。ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画は、2 P-1 と 2 P-7（I）になる。</p> <p>火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。使用電圧が 600V を超えるケーブルについては、JIS C3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。使用電圧が 600V を超えるケーブルは、火災区画 2 P-1 で使用する。</p> <p>電源に接続する設備は、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、また、導通部が没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する。</p>
-------------------------	--

表 2-2 第 2 加工棟の適合性評価（設計番号）に対する影響評価

<p>火災等による 損傷の防止</p>	<p>[11.3-B3]<sup>(16)</sup> 火災区域において火災が発生した場合に、当該火災区域外への延焼を防止するために、建築基準法施行令第百二十二条第 20 項、建築基準法施行令第百二十九条の二の四第 1 項第七号に基づき、電気・計装ケーブルが貫通する火災区域境界の壁、床には耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを、配管、ダクトが貫通する火災区域境界の壁、床にはモルタルその他の不燃材料を施工する。 火災区域貫通部の配置図を図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41 に示す。</p>	<p>当該部の 4 階はり型部の追記は、左記安全機能に関連なく影響はない。</p>
	<p>[11.5-B1] 可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第 1 種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、{6001}～{6008} 気体廃棄設備 No.1 の排風機により平均 6 回/時以上換気を行う。 第 2 加工棟の容積：約 <math>1.3 \times 10^4</math> (m<sup>3</sup>) {6001}～{6008} 気体廃棄設備 No.1 の排風機の排気能力：約 <math>1.3 \times 10^5</math> (m<sup>3</sup>/時) ({6001}～{6008} 気体廃棄設備 No.1 の排風機は次回以降申請する。)<sup>(13)</sup></p>	<p>同上</p>
<p>加工施設内における 溢水による 損傷の防止</p>	<p>[12.1-B2] 溢水防護区画を設定し、第 2 加工棟の第 1 種管理区域から第 1 種管理区域外へのウランを含む溢水の流出及び第 1 種管理区域外から第 1 種管理区域への溢水の流入を防止する。 溢水防護区画を図ハ-2-1-1-46～図ハ-2-1-1-50 に示す。  溢水防護区画境界の壁はコンクリート造とする又は没水水位より高い堰を設け、水の浸透を防止する構造とする。また、溢水防護区画境界の開口部は、設置する扉を密閉構造扉とする又は没水水位より高い堰を設置し、第 2 加工棟第 2 廃棄物処理室には、溢水防護区画 A1-2 及び A1-3 の溢水を受ける地下貯槽ピット及びそのピットへ流入する経路を設けることにより、溢水防護区画外への溢水の流出を防止する。 {8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉、地下貯槽ピット及び流入する経路の各貫通孔及び開口部の位置、構造、寸法、材料を別表ハ-2-1-8、別表ハ-2-1-9、図ハ-2-1-1-46～図ハ-2-1-1-53、図ハ-2-1-3-22～図ハ-2-1-3-51 に示す。  溢水防護区画内の扉は密閉構造ではない扉（図ハ-2-1-4-1～図ハ-2-1-4-8）とするとともに、溢水防護区画内において閉じ込め機能を有する堰を除き区画内及び部屋間の溢水の流出入を妨げる堰がない構造とする。  建物の上階から下階への配管貫通部はモルタル、シール材、その他の不燃材料により閉止し、溢水の拡大を防止する。  電源に接続する設備は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、また、導通部が図ハ-2-1-1-46～図ハ-2-1-1-50 に示す没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する。</p>	<p>同上</p>
<p>安全機能を有する 施設</p>	<p>[14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 (第 2 加工棟の設計基準事故時の環境条件は、設計基準事故の対象施設である {2044} 粉末混合機 No.2-1 粉末投入機、{2050} プレス No.2-1、{2064} 連続焼結炉 No.2-1、{6001}～{6008} 気体廃棄設備 No.1 の排風機の安全機能とあわせて説明するため、次回以降申請する。)<sup>(13)</sup></p> <p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 (第 2 加工棟の付属設備のうち、{8012} 消火設備 屋内消火栓、{8011} 消火設備 自動式の消火設備、{8052} 緊急設備 漏水検知器、{8065} 緊急設備 遮水板は次回以降申請する。)<sup>(13)</sup></p> <p>[14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。 (第 2 加工棟の付属設備のうち、{8012} 消火設備 屋内消火栓、{8011} 消火設備 自動式の消火設備、{8052} 緊急設備 漏水検知器、{8065} 緊急設備 遮水板は次回以降申請する。)<sup>(13)</sup></p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>



表 2-3 第 2 加工棟の適合性評価（設計番号）に対する影響評価

技術基準	設計番号（第 2 加工棟（表ハ-2-1）より抜粋）	評価
核燃料物質の臨界防止	<p>[4.2-B1]</p> <p>第 2 加工棟内を臨界安全管理上の領域に区分する。第 2 加工棟建物の臨界隔離壁で、臨界安全管理上の領域を核的に隔離し、各領域間に中性子相互作用がないようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○臨界隔離壁の仕様           <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋コンクリート造の既設臨界隔離壁（床を含む）</li> <li>厚さ 30.5 cm 以上</li> </ul> </li> </ul> <p>臨界安全管理上の領域図、臨界隔離壁（床を含む）の配置を図ハ-2-1-1-1 に示す。</p>	<p>当該部の部材寸法は、左記安全機能に関連なく影響はない。</p>
安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-B1]</p> <p>第 2 加工棟（本体）の基礎構造は直接基礎（べた基礎）とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、第 2 加工棟を十分に支持することができる地盤に設ける。</p> <p>また、直接基礎の支持層は、一部地盤改良を行い、N 値 10 以上の洪積層である大阪層群とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○支持地盤           <ul style="list-style-type: none"> <li>・支持方法 N 値 10 以上の洪積層（粘土層及び砂層）に、一部地盤改良を行い、直接基礎（べた基礎）で支持させる。</li> <li>・支持層深さ 約 GL-3 m ～ GL-6 m（地盤改良部下端）</li> <li>・基礎伏図 図ハ-2-1-2-1</li> <li>・地盤改良 ぐり石コンクリート置換 </li> </ul> </li> </ul> <p>地盤改良の範囲及び土質柱状図を図ハ-2-1-1-2 に示す。</p> <p>{8048} 緊急設備 防護壁及び防護柵、{8049} 緊急設備 防護壁、{8050} 緊急設備 コンクリート閉止部、{8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟に設ける。</p>	<p>同上</p>
地震による損傷の防止	<p>[6.1-B1]</p> <p>第 2 加工棟建物の耐震重要度分類は第 1 類とする。</p> <p>第 2 加工棟は、以下に示す耐震補強の改造を行い、一次設計、二次設計により、地震による損傷を防止する。</p> <p>位置、構造、寸法、材料を別表ハ-2-1-1、別表ハ-2-1-9、図ハ-2-1-1-1-3～図ハ-2-1-1-1-10、図ハ-2-1-2-1～図ハ-2-1-2-2-9、図ハ-2-1-3-1 及び図ハ-2-1-3-2 に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一次設計           <p>常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする<sup>(1)</sup>。</p> </li> <li>○二次設計           <p>建築基準法施行令第八十二条の三に規定する保有水平耐力の確認を行い、第 2 加工棟の保有水平耐力が、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を考慮した必要保有水平耐力を上回る<sup>(2)</sup>。</p> </li> </ul> <p>{8048} 緊急設備 防護壁及び防護柵、{8049} 緊急設備 防護壁、{8050} 緊急設備 コンクリート閉止部、{8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉は、耐震重要度分類第 1 類とし、第 2 加工棟に固定することにより地震による損傷を防止する。</p>	<p>当該部の設計は、当初より  で評価を実施しているため影響はない</p>
外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(竜巻)</p> <p>[8.1-B2]</p> <p>第 2 加工棟は、F1 竜巻荷重を上回る保有水平耐力を確保する。</p> <p>また局部評価として、第 2 加工棟の F1 竜巻に対する安全機能を有する部位（以下「F1 竜巻防護境界」という。）の外壁、屋根は、F1 竜巻荷重を上回る短期許容荷重を確保し、F1 飛来物が到達する可能性のある部分については、F1 飛来物の貫通限界厚さ以上の厚さを確保する。</p> <p>F1 竜巻防護境界の扉は F1 竜巻対策扉<sup>(3)</sup>とするとともに、F1 飛来物が到達する可能性のある F1 竜巻対策扉の前には{8048} 緊急設備 防護壁及び防護柵を設け、F1 飛来物の衝撃荷重から F1 竜巻対策扉を防護する。</p> <p>1 階 11 通り C-D 間の外部扉及び南面 2 階 A 通り 8-9 間の給気ガラリを撤去し、鉄筋コンクリートで閉止することにより、F1 竜巻防護境界には、不要な扉、給気ガラリなどの開口部を設けない。</p> <p>更なる安全対策として、第 2 加工棟の 3 階第 2 開発室及び第 2 分析室の試料保管棚の周囲には試料保管棚を防護するための{8049} 緊急設備 防護壁を設置する。</p> <p>第 2 加工棟建物本体における位置、構造、寸法、材料を別表ハ-2-1-1、別表ハ-2-1-2、別表ハ-2-1-9、図ハ-2-1-1-1-11～図ハ-2-1-1-1-17、図ハ-2-1-3-17、図ハ-2-1-4-6～図ハ-2-1-4-23 に示す。</p>	<p>同上</p>

表 2-3 第 2 加工棟の適合性評価（設計番号）に対する影響評価

外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(落雷) [8.1-B6] 建築基準法第三十三条、建築基準法施行令第百二十九条の十四に基づき、高さ 20 m を超える第 2 加工棟に避雷設備である避雷針（むね上げ導体を含む）を設置するため、落雷の発生は安全機能に影響を及ぼさない<sup>(4)</sup>。 避雷針の構造は JIS A4201-1992 に基づくものとする。 避雷針の配置を図ハ-2-1-1-1 5～図ハ-2-1-1-1 7 に示す。</p> <p>○設備の員数 ・避雷針（むね上げ導体を含む）：1 式</p>	当該部の部材寸法は、左記安全機能に関連なく影響はない。
	<p>(火山活動（降下火砕物）) [8.1-B3] 屋根は、湿潤密度 1.5 g/cm<sup>3</sup> とした降下火砕物の厚さ 12 cm 分の重量に耐える。</p>	同上
	<p>(積雪) [8.1-B4] 屋根は、大阪府建築基準法施行細則に定められる 29 cm の積雪に耐える。</p>	同上
	<p>(生物学的事象) [8.1-F4] {6047}～{6047-4}気体廃棄設備 No.1 ダクトの給気口にフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。 ( {6047}～{6047-4}気体廃棄設備 No.1 ダクトは次回以降申請する。 )<sup>(13)</sup></p>	同上
	<p>(外部火災（森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災）) [8.1-B5] [8.2-B2] 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、想定する森林火災、近隣工場等の火災の火災源に対する離隔距離が危険距離以上とする。想定する近隣工場等の爆発の爆発源に対する離隔距離が危険限界距離以上又は想定する爆発源からの爆風圧が施設に影響を及ぼさないよう第 2 加工棟南面（A 通り）外壁の 1 階から 3 階の一部を 10 cm 以上増し打ち、南面（A 通り）1 階 3-4 通り間の大型搬入口扉を爆風圧から防護するために、10 cm 以上の防護増し打ち壁を設ける。また、南面 1 階 A 通り 6-7 間に設ける {8048}緊急設備 防護壁及び防護柵の南側防護壁は爆風圧から 1 階 A 通り 6-7 間の扉を防護する機能を有する。 想定する航空機落下火災が発生した場合に、外壁温度は 200℃を超えない。 位置、構造、寸法、材料を別表ハ-2-1-1、別表ハ-2-1-9、図ハ-2-1-1-1 8～図ハ-2-1-1-2 3、図ハ-2-1-3-1 8～図ハ-2-1-3-2 0 に示す。</p> <p>防護対象施設と想定する火災源、爆発源の位置関係をハ-2-1-5-2～図ハ-2-1-5-5 に、想定する航空機落下位置を図ハ-2-1-5-9 に示す。</p>	同上
加工施設への人の不法な侵入等の防止	<p>[9.1-B1] 加工施設を設置する事業所には、周辺監視区域を設け、周辺監視区域境界にはフェンス等を設置し、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止するとともに、加工施設の建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有することにより人の不法な侵入を防止する。 管理区域を設定する加工施設の建物への ID カードによる出入管理を行うとともに、監視装置による集中監視を行うことにより人の不法な侵入を防止する。 手順に基づく承認を得てから核燃料物質等の移動を実施し、持出し点検及び監視を行うことにより核燃料物質等の不法な移動を防止する。 周辺監視区域への立入時には、点検を行うことにより加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件等が持ち込まれることを防止する。 第 2 加工棟は、別表ハ-2-1-9 に示す材料を用いて、図ハ-2-1-1-5 4～図ハ-2-1-1-6 1 に示すとおり鉄筋コンクリート造の外壁、鉄扉等の堅固な障壁を有する。 図ハ-2-1-5-7 に示す管理区域入口において、管理区域を設定する加工施設の建物への人の出入りを監視する。</p>	当該部の部材寸法の適正化であり、鉄扉であることに変更はないため影響はない。
	<p>[9.1-B2] 加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システム（施設運転制御系システム）は、電気通信回路を通じた外部からの不正アクセスによる妨害行為又は破壊行為から防護するために、社内コンピュータシステムと接続せず、外部と物理的に遮断する。</p>	当該部の部材寸法は、左記安全機能に関連なく影響はない。
閉じ込めの機能	<p>[10.1-B1] 線量告示に基づき 1.3 mSv/3 月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（第 2 種管理区域）とそうでない区域（第 1 種管理区域）とに区分する。 第 2 加工棟の管理区域区分を図ハ-2-1-5-7 に示す。</p>	同上
	<p>[10.1-B2] 第 2 加工棟の第 1 種管理区域の床、及び壁（地下貯槽ピットの床、壁を含む。）であって人が触れるおそれのある部分（床面からの高さ 2 m まで）は、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料で仕上げる。</p>	同上



表 2-3 第 2 加工棟の適合性評価（設計番号）に対する影響評価







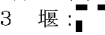
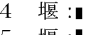
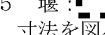
<p>閉じ込めの機能</p>	<p>液体状の核燃料物質等を取り扱う設備・機器から施設外へ漏えいが拡大することを防止するため、第 1 種管理区域外へ通じる経路上の扉の付近等に堰（{8051} 堰、密閉構造扉）を設ける。</p> <p>○第 1 種管理区域外へ通じる経路上の扉の付近等に設ける堰（{8051} 堰、密閉構造扉）の高さ</p> <p>（1 階）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・溢水対策 3 堰： mm</li> <li>・溢水対策 4 堰： mm</li> <li>・既設溢水対策 1 堰： mm</li> </ul> <p>（3 階）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・溢水対策 1 8 堰： mm</li> <li>・溢水対策 2 7 堰： mm</li> <li>・溢水対策 2 8 堰： mm</li> </ul> <p>また、第 2 加工棟には、液体状の核燃料物質等を取り扱う設備・機器を設置するための場所として、建物の壁及び堰（{8051} 堰、密閉構造扉）で囲まれた液溜を設け、液体状の核燃料物質等を周囲の床面より低い位置に設置するための地下貯槽ピットを設ける。</p> <p>○液溜を構成する堰（{8051} 堰、密閉構造扉）の高さ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既設溢水対策 1 3 堰： mm</li> <li>・既設溢水対策 1 4 堰： mm</li> <li>・既設溢水対策 1 5 堰： mm</li> </ul> <p>液溜の位置、構造、寸法を図ハ-2-1-3-4 9 に示す。</p> <p>○地下貯槽ピット</p> <p>地下貯槽ピットの位置、構造、寸法を図ハ-2-1-3-4 9～図ハ-2-1-3-5 1 に示す。</p> <p>なお、第 2 加工棟の第 1 種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</p>	<p>（続き）</p>
	<p>[10. 1-B3]</p> <p>第 2 加工棟は、耐腐食性を有する鉄骨鉄筋コンクリート造の建物とすることで漏えいの少ない構造とし、第 1 種管理区域の空気中のウランの建物からの漏えいを防止する。</p> <p>第 2 加工棟の第 1 種管理区域の室は、{6001}～{6008} 気体廃棄設備 No. 1 の排風機により室内の圧力を外気に対して 19.6 Pa（2 mm 水柱）以上の負圧に維持する。（{6001}～{6008} 気体廃棄設備 No. 1 の排風機は次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></p>	<p>当該部の部材寸法は、左記安全機能に関連なく影響はない。</p>
<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11. 3-B1]</p> <p>第 2 加工棟は、建築基準法第二条第九号の二で定める耐火建築物（耐火構造）とし、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する。耐震補強等で追加する材料は鉄筋、コンクリート、鋼等の不燃性又は難燃性材料とする。</p> <p>第 2 加工棟に使用する材料を別表ハ-2-1-1～別表ハ-2-1-9 に示す。</p> <p>[11. 3-B2]</p> <p>第 2 加工棟は建築基準法施行令第百十二条に基づく防火区画<sup>(10)</sup>を火災区域として設定する。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する。ただし、火災区域内に第 1 種管理区域とそれ以外の区域を含む場合は、第 1 種管理区域の境界に耐火性を有する壁を設け、第 1 種管理区域とそれ以外の区域を別の火災区画に設定する。</p> <p>各火災区画の耐火時間は火災区画の等価時間以上とする。</p> <p>各火災区画の仕様</p> <p>○火災区域 2 P-1・火災区画 2 P-1 の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象部材</li> <li>区画境界壁、防火区画壁、区画境界スラブ、防火区画床、特定防火設備（防火戸）及び防火板</li> <li>区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上：2 時間）</li> <li>防火区画壁（強化せっこうボード厚さ 12 mm 以上 2 枚貼り（壁両面）：1 時間）</li> <li>区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上：2 時間）</li> <li>防火区画床（ALC パネル厚さ 100 mm 以上：1 時間）</li> <li>特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上（扉両面）又は鉄板厚さ 1.5 mm 以上（扉片面）：1 時間）</li> <li>特定防火設備（小荷物専用昇降機昇降路扉）（表面鉄板厚さ 1.5 mm 以上：1 時間）</li> <li>防火板（鉄板厚さ 1.5 mm 以上：1 時間）</li> <li>防火ダンパー（板厚さ 1.5 mm 以上：1 時間）</li> <li>（{8045} 緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></li> </ul> <p>○火災区域 2 P-2・火災区画 2 P-2 の仕様</p>	<p>当該部は、部材寸法の適正化であり、不燃性材料を使用することに変更はないため影響はない。</p> <p>特定防火設備の防火性能は、当該部の部材寸法とは直接的に関連なく、左記安全機能に影響はない。</p>

表 2-3 第 2 加工棟の適合性評価 (設計番号) に対する影響評価

<p>火災等による 損傷の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象部材               <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁、区画境界スラブ、特定防火設備 (防火戸) 及び防火板                   <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上 : 2 時間)</li> <li>区画境界スラブ (鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上 : 2 時間)</li> <li>特定防火設備 (防火戸) (表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上 (扉両面) : 1 時間)</li> <li>特定防火設備 (小荷物専用昇降機昇降路扉) (表面鉄板厚さ 1.5 mm 以上 : 1 時間)</li> <li>防火板 (鉄板厚さ 1.5 mm 以上 : 1 時間)</li> <li>防火ダンパー (板厚さ 1.5 mm 以上 : 1 時間)</li> <li>( {8045} 緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。 ) <sup>(13)</sup></li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○火災区域 2 P-3 ・火災区画 2 P-3 の仕様               <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象部材                   <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁、防火区画壁、区画境界スラブ及び特定防火設備 (防火戸)                       <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上 : 2 時間)</li> <li>防火区画壁 (強化せっこうボード厚さ 12 mm 以上 2 枚貼り (壁両面) : 1 時間)</li> <li>区画境界スラブ (鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上 : 2 時間)</li> <li>特定防火設備 (防火戸) (表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上 (扉両面) 又は鉄板厚さ 1.5 mm 以上 (扉片面) : 1 時間)</li> <li>特定防火設備 (小荷物専用昇降機昇降路扉) (表面鉄板厚さ 1.5 mm 以上 : 1 時間)</li> <li>防火ダンパー (板厚さ 1.5 mm 以上 : 1 時間)</li> <li>( {8045} 緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。 ) <sup>(13)</sup></li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○火災区域 2 P-4 ・火災区画 2 P-4 の仕様               <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象部材                   <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁、区画境界スラブ、特定防火設備 (防火戸、防火シャッタ) 及び防火板                       <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上 : 2 時間)</li> <li>区画境界スラブ (鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上 : 2 時間)</li> <li>特定防火設備 (防火戸) (表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上 (扉両面) 又は鉄板厚さ 1.5 mm 以上 (扉片面) : 1 時間)</li> <li>特定防火設備 (防火シャッタ) (スラット板厚さ 1.5 mm 以上 : 1 時間)</li> <li>特定防火設備 (小荷物専用昇降機昇降路扉) (表面鉄板厚さ 1.5 mm 以上 : 1 時間)</li> <li>防火板 (鉄板厚さ 1.5 mm 以上 : 1 時間)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○火災区域 2 P-5 ・火災区画 2 P-5 (I) の仕様               <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象部材                   <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁、区画境界スラブ、特定防火設備 (防火戸) 及び防火板                       <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上 : 2 時間)</li> <li>(強化せっこうボード厚さ 21 mm × 2 枚貼り (壁片面) : 1 時間) <sup>(17)</sup></li> <li>区画境界スラブ (鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上 : 2 時間)</li> <li>特定防火設備 (防火戸) (表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上 (扉両面) 又は鉄板厚さ 1.5 mm 以上 (扉片面) : 1 時間)</li> <li>防火板 (鉄板厚さ 1.5 mm 以上 : 1 時間)</li> <li>防火ダンパー (板厚さ 1.5 mm 以上 : 1 時間)</li> <li>( {8045} 緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。 ) <sup>(13)</sup></li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○火災区域 2 P-5 ・火災区画 2 P-5 (II) の仕様               <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象部材                   <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁、区画境界スラブ、防火区画床、特定防火設備 (防火戸) 及び防火板                       <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上 : 2 時間)</li> <li>(強化せっこうボード厚さ 21 mm × 2 枚貼り (壁片面) : 1 時間) <sup>(17)</sup></li> <li>区画境界スラブ (鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上 : 2 時間)</li> <li>防火区画床 (ALC パネル厚さ 100 mm 以上 : 1 時間)</li> <li>特定防火設備 (防火戸) (表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上 (扉両面) 又は鉄板厚さ 1.5 mm 以上 (扉片面) : 1 時間)</li> <li>防火板 (鉄板厚さ 1.5 mm 以上 : 1 時間)</li> <li>防火ダンパー (板厚さ 1.5 mm 以上 : 1 時間)</li> <li>( {8045} 緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。 ) <sup>(13)</sup></li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○火災区域 2 P-6 ・火災区画 2 P-6 の仕様               <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象部材</li> </ul> </li> </ul> </li></ul></li></ul></li></ul></li></ul>	<p>(続き)</p>

表 2-3 第 2 加工棟の適合性評価 (設計番号) に対する影響評価

<p>火災等による 損傷の防止</p>	<p>区画境界壁、区画境界スラブ、特定防火設備 (防火戸、防火シャッター) 及び水平シャッター (続き)</p> <p>区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上 : 2 時間) 区画境界スラブ (鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上 : 2 時間) 特定防火設備 (防火戸) (表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上 (扉両面) : 1 時間) 特定防火設備 (防火シャッター) (スラット板厚さ 1.5 mm 以上 : 1 時間) 水平シャッター (スラット板厚さ 1.5 mm 以上 : 1 時間)</p> <p>○火災区域 2 P-7・火災区画 2 P-7 (I) の仕様</p> <p>・対象部材</p> <p>区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備 (防火戸) 区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上 : 2 時間) (強化せっこうボード厚さ 21 mm × 2 枚貼り (壁片面) : 1 時間) <sup>(17)</sup> 区画境界スラブ (鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上 : 2 時間) 特定防火設備 (防火戸) (表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上 (扉両面) 又は鉄板厚さ 1.5 mm 以上 (扉片面) : 1 時間) 防火ダンパー (板厚さ 1.5 mm 以上 : 1 時間) ({8045} 緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。) <sup>(13)</sup></p> <p>○火災区域 2 P-7・火災区画 2 P-7 (II) の仕様</p> <p>・対象部材</p> <p>区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備 (防火戸) 区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上 : 2 時間) (強化せっこうボード厚さ 21 mm × 2 枚貼り (壁片面) : 1 時間) <sup>(17)</sup> 区画境界スラブ (鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上 : 2 時間) 特定防火設備 (防火戸) (表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上 (扉両面) 又は鉄板厚さ 1.5 mm 以上 (扉片面) : 1 時間)</p> <p>○火災区域 2 P-8・火災区画 2 P-8 の仕様</p> <p>・対象部材</p> <p>区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備 (防火戸) 区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上 : 2 時間) 区画境界スラブ (鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上 : 2 時間) 特定防火設備 (防火戸) (表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上 (扉両面) 又は鉄板厚さ 1.5 mm 以上 (扉片面) : 1 時間) 防火ダンパー (板厚さ 1.5 mm 以上 : 1 時間) ({8045} 緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。) <sup>(13)</sup></p> <p>○火災区域 2 P-9・火災区画 2 P-9 の仕様</p> <p>・対象部材</p> <p>区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備 (防火戸) 区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上 : 2 時間) 区画境界スラブ (鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上 : 2 時間) 特定防火設備 (防火戸) (表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上 (扉両面) : 1 時間) 防火ダンパー (板厚さ 1.5 mm 以上 : 1 時間) ({8045} 緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。) <sup>(13)</sup></p> <p>○堅穴区画内の第 1 種管理区域とその他の区域の境界 (火災区画境界) の仕様</p> <p>・対象部材</p> <p>区画境界壁及び区画境界スラブ (階段部含む。) 区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上 : 2 時間) 区画境界スラブ (鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上 : 2 時間)</p> <p>第 2 加工棟の火災区画を図ハ-2-1-5-8 に示す。ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画は、2 P-1 と 2 P-7 (I) になる。</p> <p>火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。使用電圧が 600V を超えるケーブルについては、JIS C3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。使用電圧が 600V を超えるケーブルは、火災区画 2 P-1 で使用する。</p> <p>電源に接続する設備は、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、また、導通部が没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する。</p>	<p>(続き)</p>

表 2-3 第 2 加工棟の適合性評価（設計番号）に対する影響評価




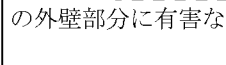
<p>火災等による 損傷の防止</p>	<p>[11.3-B3]<sup>(16)</sup> 火災区域において火災が発生した場合に、当該火災区域外への延焼を防止するために、建築基準法施行令第百十二条第 20 項、建築基準法施行令第百二十九条の二の四第 1 項第七号に基づき、電気・計装ケーブルが貫通する火災区域境界の壁、床には耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを、配管、ダクトが貫通する火災区域境界の壁、床にはモルタルその他の不燃材料を施工する。 火災区域貫通部の配置図を図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41 に示す。</p>	<p>当該部の部材寸法は、左記安全機能に関連なく影響はない。</p>
	<p>[11.5-B1] 可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第 1 種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、{6001}～{6008} 気体廃棄設備 No.1 の排風機により平均 6 回/時以上換気を行う。 第 2 加工棟の容積：約 <math>1.3 \times 10^4</math> (m<sup>3</sup>) {6001}～{6008} 気体廃棄設備 No.1 の排風機の排気能力：約 <math>1.3 \times 10^5</math> (m<sup>3</sup>/時) ({6001}～{6008} 気体廃棄設備 No.1 の排風機は次回以降申請する。)<sup>(13)</sup></p>	<p>同上</p>
<p>加工施設内における 溢水による 損傷の防止</p>	<p>[12.1-B2] 溢水防護区画を設定し、第 2 加工棟の第 1 種管理区域から第 1 種管理区域外へのウランを含む溢水の流出及び第 1 種管理区域外から第 1 種管理区域への溢水の流入を防止する。 溢水防護区画を図ハ-2-1-1-46～図ハ-2-1-1-50 に示す。  溢水防護区画境界の壁はコンクリート造とする又は没水水位より高い堰を設け、水の浸透を防止する構造とする。また、溢水防護区画境界の開口部は、設置する扉を密閉構造扉とする又は没水水位より高い堰を設置し、第 2 加工棟第 2 廃棄物処理室には、溢水防護区画 A1-2 及び A1-3 の溢水を受ける地下貯槽ピット及びそのピットへ流入する経路を設けることにより、溢水防護区画外への溢水の流出を防止する。 {8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉、地下貯槽ピット及び流入する経路の各貫通孔及び開口部の位置、構造、寸法、材料を別表ハ-2-1-8、別表ハ-2-1-9、図ハ-2-1-1-46～図ハ-2-1-1-53、図ハ-2-1-3-22～図ハ-2-1-3-51 に示す。  溢水防護区画内の扉は密閉構造ではない扉（図ハ-2-1-4-1～図ハ-2-1-4-8）とするとともに、溢水防護区画内において閉じ込め機能を有する堰を除き区画内及び部屋間の溢水の流出入を妨げる堰がない構造とする。 建物の上階から下階への配管貫通部はモルタル、シール材、その他の不燃材料により閉止し、溢水の拡大を防止する。  電源に接続する設備は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、また、導通部が図ハ-2-1-1-46～図ハ-2-1-1-50 に示す没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する。</p>	<p>同上</p>
<p>安全機能を有する 施設</p>	<p>[14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 (第 2 加工棟の設計基準事故時の環境条件は、設計基準事故の対象施設である {2044} 粉末混合機 No.2-1 粉末投入機、{2050} プレス No.2-1、{2064} 連続焼結炉 No.2-1、{6001}～{6008} 気体廃棄設備 No.1 の排風機の安全機能とあわせて説明するため、次回以降申請する。)<sup>(13)</sup></p>	<p>同上</p>
	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 (第 2 加工棟の付属設備のうち、{8012} 消火設備 屋内消火栓、{8011} 消火設備 自動式の消火設備、{8052} 緊急設備 漏水検知器、{8065} 緊急設備 遮水板は次回以降申請する。)<sup>(13)</sup></p>	<p>同上</p>
	<p>[14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>	<p>同上</p>
	<p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。 (第 2 加工棟の付属設備のうち、{8012} 消火設備 屋内消火栓、{8011} 消火設備 自動式の消火設備、{8052} 緊急設備 漏水検知器、{8065} 緊急設備 遮水板は次回以降申請する。)<sup>(13)</sup></p>	<p>同上</p>
<p>放射線管理施設</p>	<p>[19.1-B1] 第 1 種管理区域の出入口付近に放射線業務従事者等の汚染管理及び除染等を行う出入管理エリアを設ける。 出入管理エリアの位置を図ハ-2-1-5-7 に示す。</p>	<p>同上</p>

表 2-3 第 2 加工棟の適合性評価（設計番号）に対する影響評価

核燃料物質等による汚染の防止	<p>[21.1-B1] 第 2 加工棟の第 1 種管理区域の床及び壁であって人が触れるおそれのある部分（床面からの高さ 2 m まで）は、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料<sup>(15)</sup>で仕上げる。</p>	当該部の部材寸法は、左記安全機能に関連なく影響はない。
遮蔽	<p>[22.1-B1] 貯蔵施設には最大貯蔵能力に見合うウランが、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力に見合う放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度年間 1 mSv より十分に低減できるような建物の壁厚さ等とする。 周辺監視区域境界の位置を図ハ-1-1-1 に示す。</p> <p>○第 2 加工棟の遮蔽機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遮蔽能力を有する壁、床及び天井等の位置、構造、寸法、材料を別表ハ-2-1-1、別表ハ-2-1-9、図ハ-2-1-1-2 9～図ハ-2-1-1-3 6、図ハ-2-1-3-1 6、図ハ-2-1-5-1 に示す。</li> <li>・壁、床及び天井の厚さは、図ハ-2-1-5-1 に示す設計確認値以上。</li> <li>・コンクリートの気乾単位容積質量 2.1 g/cm<sup>3</sup>以上</li> </ul>	同上
	<p>[22.2-B1] 管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所において、壁、屋根により放射線業務従事者等の外部放射線の影響を可能な限り低減する。</p>	同上
換気設備	<p>[23.1-B1] 第 2 加工棟の第 1 種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう {6001}～{6008} 気体廃棄設備 No. 1 の排風機により平均 6 回/時以上の換気を行う。 第 2 加工棟の容積：約 1.3×10<sup>4</sup> (m<sup>3</sup>) {6001}～{6008} 気体廃棄設備 No. 1 の排風機の排気能力：約 1.3×10<sup>5</sup> (m<sup>3</sup>/時) ({6001}～{6008} 気体廃棄設備 No. 1 の排風機は次回以降申請する。)<sup>(13)</sup></p>	同上
その他許可で求める仕様	<p>[99-B1] 積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために第 2 加工棟の全ての屋根にアクセス可能とする。 全ての屋根へのアクセスルートを、図ハ-2-1-1-2 4～図ハ-2-1-1-2 8 に示す。</p>	同上
	<p>[99-B4] 第 2 加工棟は F3 竜巻荷重を十分に上回る保有水平耐力を確保し、F3 竜巻荷重による倒壊を防止する。</p> <p>F3 竜巻発生時の部分的な損傷の程度については以下に示す。 第 2 加工棟の 1 階の外壁、外部扉は、F3 竜巻の風荷重、想定する全ての F3 竜巻飛来物による建物内部の設備・機器に影響する損傷、貫通はない。(建物 1 階の損傷はないため、設備への影響はない。) 2 階の外壁は、F3 竜巻の風荷重、想定する全ての F3 竜巻飛来物の建物内部の設備・機器に影響する損傷、貫通はない。(F3 竜巻飛来物による鋼製材が外部扉を貫通し、設備が損傷する。ただし、燃料集合体及び燃料棒の貯蔵施設は、内壁によって防護されるため損傷はない。)</p> <p>3 階の外壁は F3 竜巻の風荷重による損傷はないが、F3 竜巻飛来物によって外部扉及び一部の外壁は損傷、貫通する。(飛来物が外壁、外部扉を貫通し、設備が損傷する。ただし、貯蔵施設は、内壁、防護壁によって損傷はない。) 屋根は、想定する全ての F3 竜巻飛来物による建物内部の設備・機器に影響する損傷、貫通はない。(建物屋根の損傷はないため、設備への影響はない。)</p>	同上
	<p>[99-B5] 第 2 加工棟は、更なる安全性余裕を確保し、放射線被ばくのおそれを低減するため、S クラスに求められる程度の静的地震力 (1 G 程度) に対して、建物の過度の変形・損傷を防止し、終局に至らない。</p>	同上

## 添付資料－ 1

第へー2表 建物・構築物に係る検査の方法（1／8）

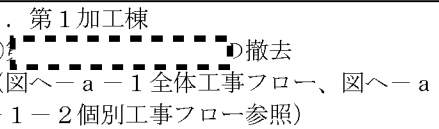
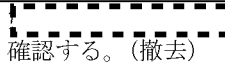


検査の項目			検査の方法 <sup>(1)</sup> <sup>(2)</sup>		判定基準
a. 第1加工棟 ①隣接一般建物との間にエキスパンションジョイントを設置 (図へーa-1全体工事フロー、図へーa-1-1個別工事フロー参照)	検査1-1	外観	隣接一般建物との間にエキスパンションジョイントが有効な幅をもって設置していることを目視又は関係書類等により確認する。(改造)		図へ2-1-5-1から図へ2-1-5-3のとおり、隣接一般建物との間に有効な幅をもってエキスパンションジョイントを設置していること。
a. 第1加工棟 ②  の撤去 (図へーa-1全体工事フロー、図へーa-1-2個別工事フロー参照)	検査2-1	外観	 の撤去跡地の外観を目視により確認する。(撤去)		 を撤去し、跡地を整地していること。また、  と接していた第1加工棟の外壁部分に有害な傷及び変形がないこと。
a. 第1加工棟 ③鉄骨補強 (図へーa-1全体工事フロー、図へーa-1-3個別工事フロー参照)	検査3-1	外観	加工後の鉄骨・アンカーボルト（補強タイプ2Bの13通り）・接着系アンカーボルト（補強タイプ12）の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)		鉄骨・アンカーボルト（補強タイプ2Bの13通り）・接着系アンカーボルト（補強タイプ12）の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。 各補強タイプの鉄骨の材質、形状が別表へー2-1-2のとおりであること。 <sup>(3)</sup>
		材料	各補強タイプの鉄骨の材質、形状を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)		
		材料	アンカーボルト（補強タイプ2Bの13通り）・接着系アンカーボルト（補強タイプ12）の材質、径を測定又は関係書類等により確認する。(改造)		
		員数	各補強タイプの鉄骨、アンカーボルト（補強タイプ2Bの13通り）及び接着系アンカーボルト（補強タイプ12）の員数を目視により確認する。(改造)		
検査3-2	外観	施工後の補強箇所の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)		施工後の補強箇所に使用上有害な傷及び変形がないこと。 補強箇所に取り付けている鉄骨の補強タイプの配置が図へー2-1-1のとおりであること。 <sup>(3)</sup> 補強箇所に取り付けている鉄骨の補強タイプの員数が別表へー2-1-2のとおりであること。	
	配置	補強箇所に取り付けている鉄骨の補強タイプの配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)			
	員数	補強箇所に取り付けている鉄骨の補強タイプの員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)			
	据付	アンカーボルト（補強タイプ2Aの13通り）・接着系アンカーボルト（補強タイプ12）の径、本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)			
検査3-3	外観	床、壁面の外観を目視により確認する。(改造) (既設)		床、壁面に使用上有害な傷及び変形がないこと。	

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第へー2表 建物・構築物に係る検査の方法(1/8)

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(2)</sup>		判定基準
a. 第1加工棟 ①隣接一般建物との間にエキスパンションジョイントを設置 (図へーa-1全体工事フロー、図へーa-1-1個別工事フロー参照)	検査1-1	外観	隣接一般建物との間にエキスパンションジョイントが有効な幅をもって設置していることを目視又は関係書類等により確認する。(改造)	図へ2-1-5-1から図へ2-1-5-3のとおり、隣接一般建物との間に有効な幅をもってエキスパンションジョイントを設置していること。
a. 第1加工棟 ②  撤去 (図へーa-1全体工事フロー、図へーa-1-2個別工事フロー参照)	検査2-1	外観	 の撤去跡地の外観を目視により確認する。(撤去)	 を撤去し、跡地を整地していること。また、  と接していた第1加工棟の外壁部分に有害な傷及び変形がないこと。
a. 第1加工棟 ③鉄骨補強 (図へーa-1全体工事フロー、図へーa-1-3個別工事フロー参照)	検査3-1	外観	加工後の鉄骨・アンカーボルト(補強タイプ2Bの13通り)・接着系アンカーボルト(補強タイプ12)の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄骨・アンカーボルト(補強タイプ2Bの13通り)・接着系アンカーボルト(補強タイプ12)の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。 各補強タイプの鉄骨の材質、形状が別表へー2-1-2のとおりであること。 <sup>(3)</sup>
		材料	各補強タイプの鉄骨の材質、形状を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	
		材料	アンカーボルト(補強タイプ2Bの13通り)・接着系アンカーボルト(補強タイプ12)の材質、径を測定又は関係書類等により確認する。(改造)	
	員数	各補強タイプの鉄骨、アンカーボルト(補強タイプ2Bの13通り)及び接着系アンカーボルト(補強タイプ12)の員数を目視により確認する。(改造)	各補強タイプの鉄骨、アンカーボルト(補強タイプ2Bの13通り)及び接着系アンカーボルト(補強タイプ12)の員数が別表へー2-1-2及び別表へー2-1-3で示す数量以上であること。	
検査3-2	外観	施工後の補強箇所の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	施工後の補強箇所に使用上有害な傷及び変形がないこと。	
	配置	補強箇所に取り付けている鉄骨の補強タイプの配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	補強箇所に取り付けている鉄骨の補強タイプの配置が図へー2-1-1のとおりであること。 <sup>(3)</sup>	
	員数	補強箇所に取り付けている鉄骨の補強タイプの員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	補強箇所に取り付けている鉄骨の補強タイプの員数が別表へー2-1-2のとおりであること。	
検査3-3	外観	アンカーボルト(補強タイプ2Aの13通り)・接着系アンカーボルト(補強タイプ12)の径、本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	アンカーボルト(補強タイプ2Aの13通り)・接着系アンカーボルト(補強タイプ12)の径、本数が別表へー2-1-2及び別表へー2-1-3のとおりであること。	
検査3-3	外観	床、壁面の外観を目視により確認する。(改造)(既設)	床、壁面に使用上有害な傷及び変形がないこと。	

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。



第へー2表 建物・構築物に係る検査の方法（6／8）

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(2)</sup>		判定基準
a. 第1加工棟 ⑧防火区画の新設及び改造 (図へーa-1全体工事フロー、図へーa-1-8個別工事フロー参照)	検査8-4	材料	防火区画に設置する防火戸の防火性能を確認する。(改造)	防火戸が建築基準法施行令第百十二条に定める特定防火設備であること。
		寸法	防火戸の形状及び寸法を目視又は測長器により確認する。(改造)	防火戸の形状及び寸法が図へー2-1-35-2～図へー2-1-37のとおりであること。 <sup>(3)</sup>
		員数	防火戸の員数を目視により確認する。(改造)	防火戸の員数が図へー2-1-35-2のとおりであること。
	検査8-5	外観	防火戸の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	防火区画を適切に設定していることを目視確認する。(改造)	防火区画の設定が図へー2-1-35-1のとおりであること。 <sup>(3)</sup>
		配置	防火戸の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸の配置が図へー2-1-35-1のとおりであること。 <sup>(3)</sup>
		員数	防火戸の員数を目視により確認する。(改造)	防火戸の員数が図へー2-1-35-2のとおりであること。
	検査8-6	作動	防火戸が常時閉鎖式であることを確認する。(改造)	防火戸を開放し、手を離せば自動で閉鎖すること。
		外観	鉄筋の外観を目視により確認する。(改造)	鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
	検査8-7	材料	鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋の材質、呼び径が別表へー2-1-5のとおりであること。
		外観	鉄筋の外観を目視により確認する。(改造)	鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
	検査8-8	寸法	鉄筋の呼び径及び配筋ピッチを目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋の呼び径及び配筋ピッチが図へー2-1-45のとおりであること。 <sup>(3)</sup>
		寸法	型枠の内寸(コンクリート寸法)を測長又は関係書類等により確認する。(改造)	型枠の内寸(コンクリート寸法)が図へー2-1-45に示す壁厚さ以上であること。 <sup>(3)</sup>
	検査8-9	材料	コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。(改造)	コンクリートの圧縮強度が24 N/mm <sup>2</sup> 以上であること。
材料		コンクリートの密度を関係書類等により確認する。(改造)	コンクリートの気乾単位容積質量が  であること。	
検査8-10	外観	脱型後のコンクリート表面を目視により確認する。(改造)	脱型後のコンクリート表面に使用上有害な傷及び変形がないこと。	
検査8-11	外観	閉止部の外観を目視により確認する。(改造)	閉止部に使用上有害な傷及び変形がないこと。	

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第へー2表 建物・構築物に係る検査の方法（6／8）

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(2)</sup>		判定基準
a. 第1加工棟 ⑧防火区画の新設及び改造 (図へーa-1全体工事フロー、図へーa-1-8個別工事フロー参照)	検査8-4	材料	防火区画に設置する防火戸の防火性能を確認する。(改造)	防火戸が建築基準法施行令第百十二条に定める特定防火設備であること。
		寸法	防火戸の形状及び寸法を目視又は測長器により確認する。(改造)	防火戸の形状及び寸法が図へー2-1-35-2～図へー2-1-37のとおりであること。 <sup>(3)</sup>
		員数	防火戸の員数を目視により確認する。(改造)	防火戸の員数が図へー2-1-35-2のとおりであること。
	検査8-5	外観	防火戸の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	防火区画を適切に設定していることを目視確認する。(改造)	防火区画の設定が図へー2-1-35-1のとおりであること。 <sup>(3)</sup>
		配置	防火戸の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸の配置が図へー2-1-35-1のとおりであること。 <sup>(3)</sup>
		員数	防火戸の員数を目視により確認する。(改造)	防火戸の員数が図へー2-1-35-2のとおりであること。
	検査8-6	作動	防火戸が常時閉鎖式であることを確認する。(改造)	防火戸を開放し、手を離せば自動で閉鎖すること。
		外観	鉄筋の外観を目視により確認する。(改造)	鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
	検査8-7	材料	鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋の材質、呼び径が別表へー2-1-6のとおりであること。
		外観	鉄筋の外観を目視により確認する。(改造)	鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
	検査8-8	寸法	鉄筋の呼び径及び配筋ピッチを目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋の呼び径及び配筋ピッチが図へー2-1-45のとおりであること。 <sup>(3)</sup>
		寸法	型枠の内寸(コンクリート寸法)を測長又は関係書類等により確認する。(改造)	型枠の内寸(コンクリート寸法)が図へー2-1-45に示す壁厚さ以上であること。 <sup>(3)</sup>
	検査8-9	材料	コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。(改造)	コンクリートの圧縮強度が24 N/mm <sup>2</sup> 以上であること。
材料		コンクリートの密度を関係書類等により確認する。(改造)	コンクリートの気乾単位容積質量が  であること。	
検査8-10	外観	脱型後のコンクリート表面を目視により確認する。(改造)	脱型後のコンクリート表面に使用上有害な傷及び変形がないこと。	
検査8-11	外観	閉止部の外観を目視により確認する。(改造)	閉止部に使用上有害な傷及び変形がないこと。	

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第へー2表 建物・構築物に係る検査の方法（7/8）

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(2)</sup>		判定基準
a. 第1加工棟 ⑧防火区画の新設及び改造 (図へーa-1全体工事フロー、図へーa-1-8個別工事フロー参照)	検査8-12	材料	防火区画に設置する防火戸の防火性能を確認する。(改造)	防火戸が建築基準法施行令第百十二条に定める特定防火設備であること。
		寸法	防火戸の形状及び寸法を目視又は測長器により確認する。(改造)	防火戸の形状及び寸法が図へー2-1-35-2、図へー2-1-36及び図へー2-1-37のとおりであること。 <sup>(3)</sup>
		員数	防火戸の員数を目視により確認する。(改造)	防火戸の員数が図へー2-1-35-2のとおりであること。
	検査8-13	外観	防火戸の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	防火区画を適切に設定していることを目視確認する。(改造)	防火区画の設定が図へー2-1-35-1のとおりであること。 <sup>(3)</sup>
		配置	防火戸の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸の配置が図へー2-1-35-1のとおりであること。 <sup>(3)</sup>
		員数	防火戸の員数を目視により確認する。(改造)	防火戸の員数が図へー2-1-35-2のとおりであること。
	検査8-14	材料	新設する防火区画( )の壁を構成する被覆材、下地材及びボード材の規格を関係書類等により確認する。(改造)	壁を構成する被覆材、下地材及びボード材が建築基準法施行令第百十二条の基準に適合した材料又は国土交通大臣の認定を受けた材料であること。
			設置後の壁面の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	設置後の壁面の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
	検査8-15	配置	防火区画を適切に設定していることを目視確認する。(改造)	防火区画の設定が図へー2-1-35-1のとおりであること。
員数		改造部の員数を目視により確認する。(改造)	図へー2-1-44のとおり、2か所の改造が行われていること。	
a. 第1加工棟 ⑨屋根への梯子の追加設置 (図へーa-1全体工事フロー、図へーa-1-9個別工事フロー参照)	検査9-1	外観	梯子の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	梯子の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		員数	梯子の員数を目視より確認する。(改造)	梯子の員数が1であること。
	検査9-2	外観	梯子の据付状態を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	梯子が建物部材に固定されていること。 梯子及びその固定部に使用上有害な傷及び変形がないこと。 <sup>(3)</sup>

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第へー2表 建物・構築物に係る検査の方法（7/8）

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(2)</sup>		判定基準
a. 第1加工棟 ⑧防火区画の新設及び改造 (図へーa-1全体工事フロー、図へーa-1-8個別工事フロー参照)	検査8-12	材料	防火区画に設置する防火戸の防火性能を確認する。(改造)	防火戸が建築基準法施行令第百十二条に定める特定防火設備であること。
		寸法	防火戸の形状及び寸法を目視又は測長器により確認する。(改造)	防火戸の形状及び寸法が図へー2-1-35-2、図へー2-1-36及び図へー2-1-37のとおりであること。 <sup>(3)</sup>
		員数	防火戸の員数を目視により確認する。(改造)	防火戸の員数が図へー2-1-35-2のとおりであること。
	検査8-13	外観	防火戸の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	防火区画を適切に設定していることを目視確認する。(改造)	防火区画の設定が図へー2-1-35-1のとおりであること。 <sup>(3)</sup>
		配置	防火戸の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸の配置が図へー2-1-35-1のとおりであること。 <sup>(3)</sup>
		員数	防火戸の員数を目視により確認する。(改造)	防火戸の員数が図へー2-1-35-2のとおりであること。
	検査8-14	材料	新設する防火区画 <sup>(1)</sup> の壁を構成する被覆材、下地材及びボード材の規格を関係書類等により確認する。(改造)	壁を構成する被覆材、下地材及びボード材が建築基準法施行令第百十二条の基準に適合した材料又は国土交通大臣の認定を受けた材料であること。
	検査8-15	外観	設置後の壁面の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	設置後の壁面の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	防火区画を適切に設定していることを目視確認する。(改造)	防火区画の設定が図へー2-1-35-1のとおりであること。
員数		改造部の員数を目視により確認する。(改造)	図へー2-1-44のとおり、2か所の改造が行われていること。	
a. 第1加工棟 ⑨屋根への梯子の追加設置 (図へーa-1全体工事フロー、図へーa-1-9個別工事フロー参照)	検査9-1	外観	梯子の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	梯子の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		員数	梯子の員数を目視より確認する。(改造)	梯子の員数が1であること。
	検査9-2	外観	梯子の据付状態を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	梯子が建物部材に固定されていること。 梯子及びその固定部に使用上有害な傷及び変形がないこと。 <sup>(3)</sup>

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

別表リ-3-1-1 防護壁 防護壁 No. 1 の構造

項目	主要部材	断面等 (単位: mm)	員数	対応図
杭	コンクリート			図リ-3-1-1 ~図リ-3-1- 6
基礎	鉄筋コンクリート			
壁	鉄筋コンクリート			
コンクリート充填扉	鋼、コンクリート			

表リ-3-1-2 防護壁 防護壁 No. 1 材料一覧

部位	部位名	材料
構造材	壁	鉄筋コンクリート
	基礎	鉄筋コンクリート
	杭	鋼、コンクリート
	コンクリート充填扉	鋼、鉄筋コンクリート

別表リ-3-1-1 防護壁 防護壁 No. 1 の構造


項目	主要部材	断面等 (単位: mm)	員数	対応図
杭	コンクリート			
基礎	鉄筋コンクリート			
壁	鉄筋コンクリート			
コンクリート充填扉	鋼、コンクリート			

図リ-3-1-1  
~図リ-3-1-6

表リ-3-1-2 防護壁 防護壁 No. 1 材料一覧

部位	部位名	材料
構造材	壁	鉄筋コンクリート
	基礎	鉄筋コンクリート
	杭	鋼、コンクリート
	コンクリート充填扉	鋼、鉄筋コンクリート


第リ-2表 建物・構築物に係る検査の方法(4/4)

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)</sup>		判定基準
a. 遮蔽壁 遮蔽壁 No.1、遮蔽壁 遮蔽壁 No.4、防護壁 防護壁 No.1 ③防護壁 防護壁 No.1 の新設 ③-3 防護壁 No.1 扉工事 (図リ-a-3 全体工事フロー、図リ-a-3-3 個別工事フロー参照)	検査3-1	外観	扉部材の外観を目視により確認する。	扉部材の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	扉部材(鉄筋を含む)の材質を目視又は関係書類等により確認する。	扉部材(鉄筋を含む)の材質が別表リ-3-1-1のとおりであること。
	検査3-2	寸法	扉の内寸法(コンクリート充填厚さ)を目視、測長又は関係書類等により確認する。	扉の内寸法(コンクリート充填厚さ)が350mm <sup>(2)</sup> であること。
	検査3-3	材料	充填したコンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が  であること。
	検査3-4	外観	壁及びコンクリート充填扉の外観を目視により確認する。	外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	扉の配置を目視又は関係書類等により確認する。	扉の配置が図リ-3-1-2のとおりであること。
		員数	扉の員数を目視又は関係書類等により確認する。	扉の員数が1であること。
検査4	配置	遮蔽壁 No.1 と火災源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図へ-2-1-56、図へ-2-1-58に示す危険距離以上であること。	
	配置	遮蔽壁 No.1 と爆発源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図へ-2-1-57、図へ-2-1-59に示す危険限界距離以上であること。	

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第リ-2表 建物・構築物に係る検査の方法(4/4)

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)</sup>		判定基準
a. 遮蔽壁 遮蔽壁 No.1、遮蔽壁 遮蔽壁 No.4、防護壁 防護壁 No.1 ③防護壁 防護壁 No.1 の新設 ③-3 防護壁 No.1 扉工事 (図リ-a-3 全体工事フロー、図リ-a-3-3 個別工事フロー参照)	検査3-1	外観	扉部材の外観を目視により確認する。	扉部材の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	扉部材(鉄筋を含む)の材質を目視又は関係書類等により確認する。	扉部材(鉄筋を含む)の材質が別表リ-3-1-1のとおりであること。
	検査3-2	寸法	扉の内寸法(コンクリート充填厚さ)を目視、測長又は関係書類等により確認する。	扉の内寸法(コンクリート充填厚さ)が350mm <sup>(2)</sup> であること。
	検査3-3	材料	充填したコンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が  であること。
	検査3-4	外観	壁及びコンクリート充填扉の外観を目視により確認する。	外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	扉の配置を目視又は関係書類等により確認する。	扉の配置が図リ-3-1-2のとおりであること。
		員数	扉の員数を目視又は関係書類等により確認する。	扉の員数が1であること。
		寸法	完成したコンクリート充填扉の寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	コンクリート充填扉の寸法が別表リ-3-1-1及び図リ-3-1-6のとおり <sup>(2)</sup> であること。
a. 遮蔽壁 遮蔽壁 No.1、遮蔽壁 遮蔽壁 No.4、防護壁 防護壁 No.1 ③防護壁 防護壁 No.1 の新設 (図リ-a-3 全体工事フロー参照)	検査4	配置	防護壁 No.1 と火災源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図へ-2-1-56、図へ-2-1-58に示す危険距離以上であること。
		配置	防護壁 No.1 と爆発源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図へ-2-1-57、図へ-2-1-59に示す危険限界距離以上であること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。



別表ハ-2-1-1 (1/2) 第2加工棟の改造の仕様 (外壁の改造)

改造項目	位置・部位	使用材料	員数	対応図
外壁の改造 (外壁の増し打ち)	西面外壁 (1階) 1 通り A-B 通り間 及び C-D 通り間 (耐震)	基礎ばり型部	1	図ハ-2-1-1-3~図 ハ-2-1-1-10 図ハ-2-1-3-1~図 ハ-2-1-3-2 (工事概要図、耐震壁配筋図)
		壁部		
		2 階はり型部		
		柱型部		
西面外壁 (2階及び3階) 1 通り B-C 間 (耐震)		<u>2 階及び3階はり型部</u>	1	
		2 階及び3階壁部		
		2 階及び3階柱型部		

別表ハ-2-1-1 (1/2) 第2加工棟の改造の仕様 (外壁の改造)

改造項目	位置・部位	使用材料	員数	対応図
外壁の改造 (外壁の増し打ち)	西面外壁 (1階) 1 通り A-B 通り間 及び C-D 通り間 (耐震)	基礎ばり型部	1	図ハ-2-1-1-3~図 ハ-2-1-1-10 図ハ-2-1-3-1~図 ハ-2-1-3-2 (工事概要図、耐震壁配筋図)
		壁部		
		2階はり型部		
		柱型部		
	西面外壁 (2階及び3階) 1 通り B-C 間 (耐震)	2階、3階及び4階はり型部	1	
		2階及び3階壁部		
		2階及び3階柱型部		

No. 6\_変更前

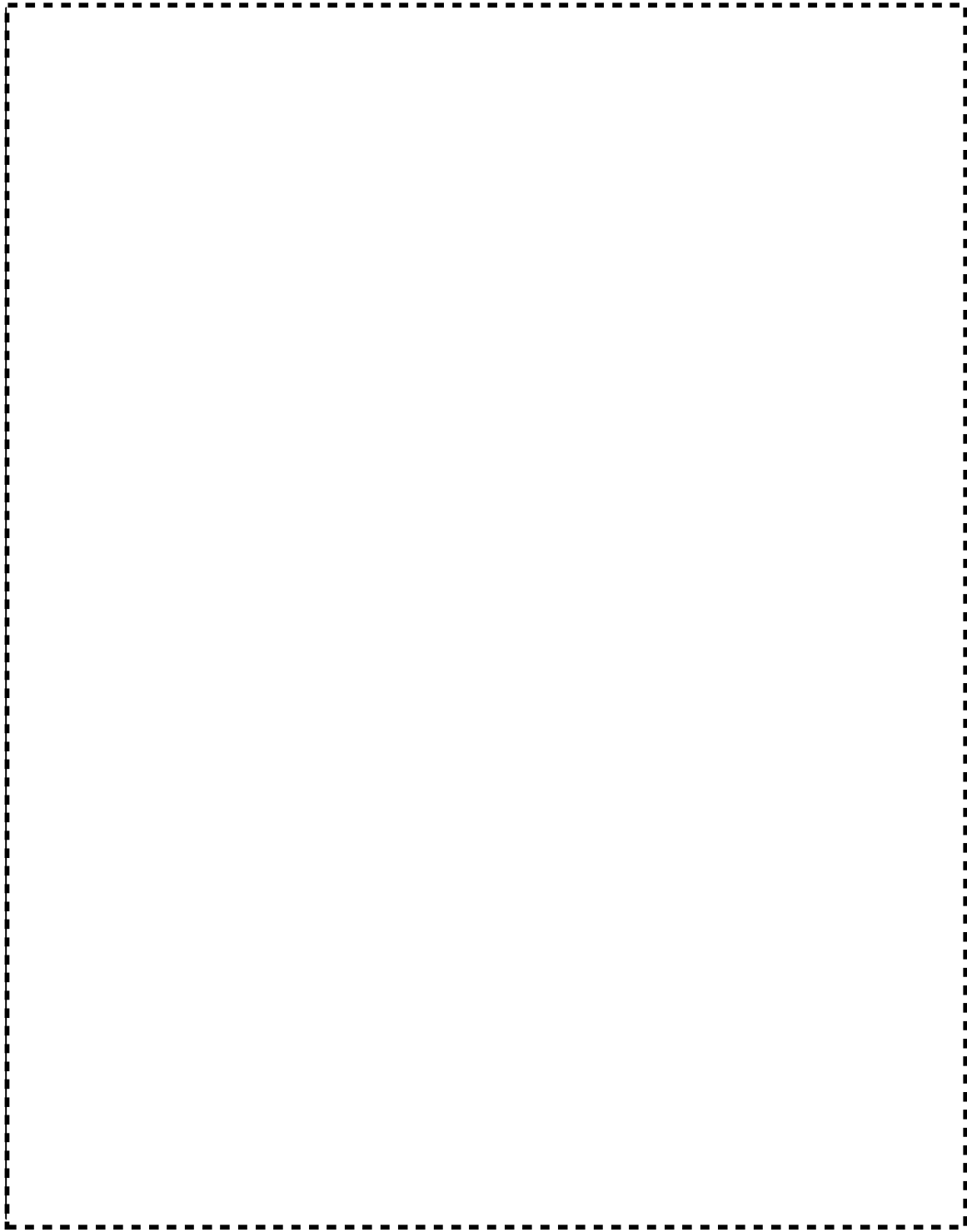


図ハ-2-1-3-1 第2加工棟 1通り耐震壁配筋図1

No. 6\_変更後



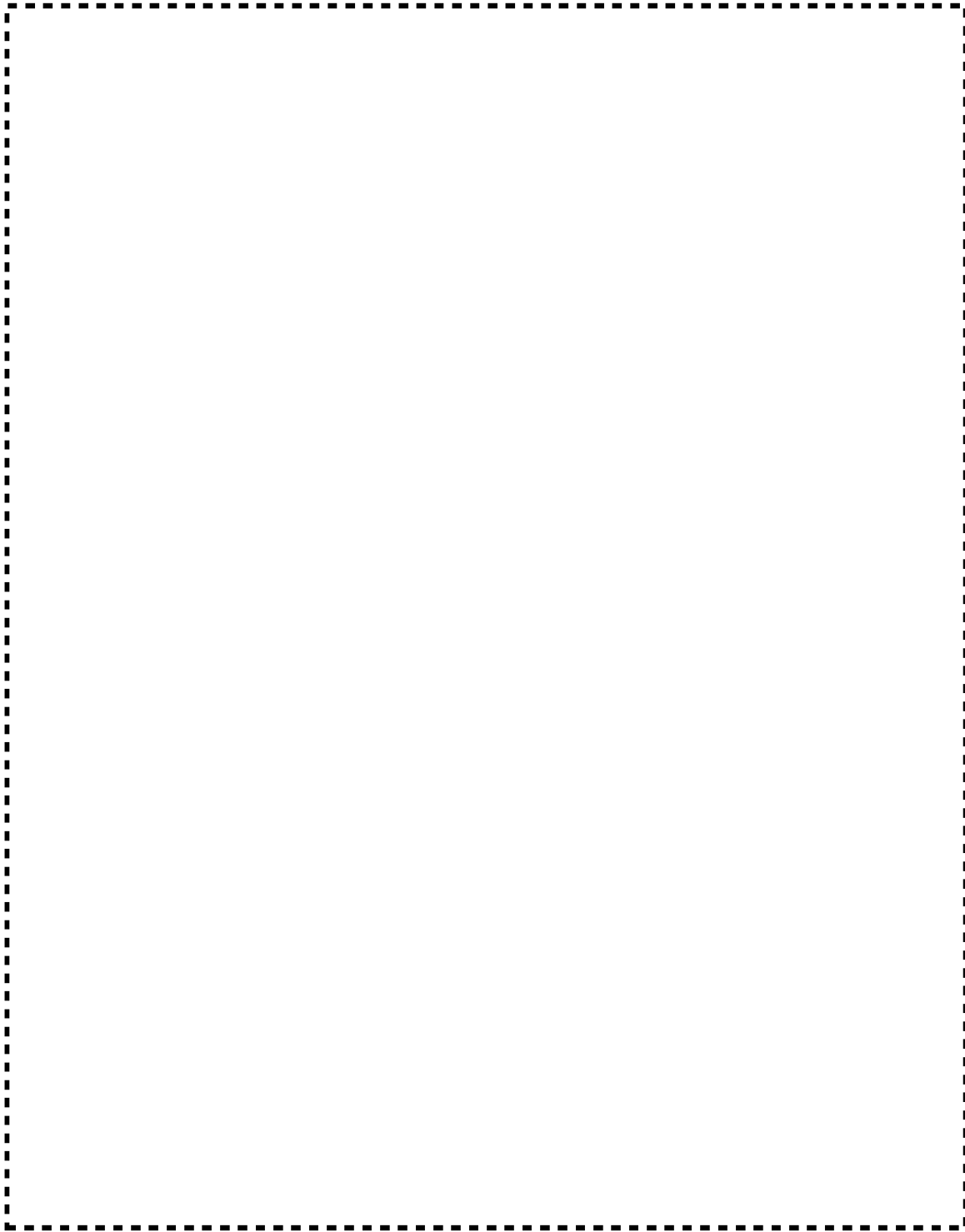
図ハ-2-1-3-1 第2加工棟 1通り耐震壁配筋図1



(単位：mm)

図ハ-2-1-4-6 (2) 第2加工棟 安全機能を有する建具 (1階) 2

No. 7\_変更後



(単位：mm)

図ハ-2-1-4-6 (2) 第2加工棟 安全機能を有する建具 (1階) 2



図八-2-1-4-2 2 第2加工棟 4-1 改造鋼製建具詳細図 部材表



図八-2-1-4-2 2 第2加工棟 4-1 改造鋼製建具詳細図 部材表



第ハ-2表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（7/12）

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(2)(4)</sup>		判定基準 <sup>(3)</sup>
a. 第2加工棟 ⑦防火区画等の改造 (図ハ-a-1 全体工事フロー、図ハ-a-1-7 個別工事フロー参照)	検査7-1	材料	防火区画に設置する防火シャッタの防火性能を関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッタのスラット板厚さが1.5 mm以上であること。
		寸法	防火シャッタの形状及び寸法を目視、測長器又は関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッタの形状及び寸法が図ハ-2-1-4-7のとおりであること。
	検査7-2	外観	防火シャッタの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッタに使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	防火シャッタの配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッタの配置が図ハ-2-1-4-3のとおりであること。
		員数	防火シャッタの員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッタの員数が図ハ-2-1-4-7のとおりであること。
		作動	防火シャッタが火災報知設備連動自動閉鎖式であることを確認する。(改造)	煙感知器点検用の加煙器で火災を模擬した際、防火シャッタが自動で閉止すること。
	検査7-3	作動	防火シャッタの危害防止機構が、正常に作動することを確認する。	シャッタ降下時に座板に人が接触した際、即座に降下停止する機構であること。
		材料	防火区画壁、防火板、防火区画床の材料を関係書類等により確認する。(改造)	防火区画壁、防火板、防火区画床の材料が、別表ハ-2-1-7のとおりであること。
	検査7-4	外観	設置後の防火区画壁、防火板、防火区画床の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	設置後の防火区画壁、防火板、防火区画床の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	設置後の防火区画壁、防火板、防火区画床が火災区域及び火災区画に設定されていることを目視又は関係書類等により確認する。(改造)	火災区域及び火災区画の設定が図ハ-2-1-4-2及び図ハ-2-1-4-3のとおりであること。
		員数	防火区画壁、防火板、防火区画床の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火区画壁、防火板、防火区画床の員数が別表ハ-2-1-7のとおりであること。

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

(4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ハ-2表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（7/12）

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(2)(4)</sup>		判定基準 <sup>(3)</sup>
a. 第2加工棟 ⑦防火区画等の改造 (図ハ-a-1 全体工事フロー、図ハ-a-1-7 個別工事フロー参照)	検査7-1	材料	防火区画に設置する防火シャッターの防火性能を関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッターのスラット板厚さが1.5 mm以上であること。
		寸法	防火シャッターの形状及び寸法を目視、測長器又は関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッターの形状及び寸法が図ハ-2-1-4-7のとおりであること。
	検査7-2	外観	防火シャッターの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッターに使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	防火シャッターの配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッターの配置が図ハ-2-1-4-3のとおりであること。
		員数	防火シャッターの員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッターの員数が図ハ-2-1-4-7のとおりであること。
		作動	防火シャッターが火災報知設備連動自動閉鎖式であることを確認する。(改造)	煙感知器点検用の加煙器で火災を模擬した際、防火シャッターが自動で閉止すること。
	検査7-3	作動	防火シャッターの危害防止機構が、正常に作動することを確認する。	シャッター降下時に座板に人が接触した際、即座に降下停止する機構であること。
		材料	防火区画壁、防火板、防火区画床の材料を関係書類等により確認する。(改造)	防火区画壁、防火板、防火区画床の材料が、別表ハ-2-1-7のとおりであること。
	検査7-4	外観	設置後の防火区画壁、防火板、防火区画床の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	設置後の防火区画壁、防火板、防火区画床の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	設置後の防火区画壁、防火板、防火区画床が火災区域及び火災区画に設定されていることを目視又は関係書類等により確認する。(改造)	火災区域及び火災区画の設定が図ハ-2-1-1-3 8及び図ハ-2-1-1-3 9のとおりであること。
		員数	防火区画壁、防火板、防火区画床の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火区画壁、防火板、防火区画床の員数が別表ハ-2-1-7のとおりであること。

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

(4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。